別添

令和８年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間実施要綱

令和８年12月
東京労働局

１　趣旨

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるが、休業４日以上の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

令和７年の東京労働局管内の労働災害による死亡者数は36人と前年比で２人の増加となり、休業４日以上の死傷者数は11,085人と前年比で318人(2.8%)の減少となった。

また、令和８年10月末時点で、死亡者数は34人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。以下同じ。）と前年同期比で５人の増加となり、休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は8,731人と前年同期比637人（7.9%）の増加となっている。

業種横断的に、転倒、腰痛等動作の反動・無理な動作等作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にあり、死傷者全体では、年間で１万人を超えるおそれのある状況で推移している。

このような状況の下で、東京労働局では、働く人たちが年末年始を無災害・無事故で過ごせるよう、本年12月１日から翌年１月31日までの２か月間を令和８年度年末・年始労働災害防止強調期間とし、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めるとともに、都内各事業場の安全衛生気運の醸成に向けた取組の一層の推進を図るため、以下の事項について、積極的に取り組むこととする。

特に、死亡災害や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業については、労働災害防止対策の推進を一層強化する。

２　期間

令和８年12月１日から令和９年１月31日までとする。

３　東京労働局が実施する事項

（１）「SafeWork」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
（２）各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
（３）労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
（４）労働災害多発業種等に対する講習会等を通じた安全衛生指導の強化
（５）行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
（６）改正された化学物質管理のため講習会の開催等のあらゆる機会を通じた法令の周知
（７）個人事業者等を含めた災害防止対策の徹底

（８）各事業場における安全衛生宣言活動の推進の要請
（９）労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼
（10）上記に加え、建設業については労働基準監督署による集中的な建設現場指導

４　各関係団体、各事業場が実施する事項

（１）死亡災害の撲滅に向けた経営トップの決意表明
（２）複数作業の混在が多く、年末・年始の繁忙期を捉えた計画的で安全衛生に配慮した事業の運営
（３）各関係団体幹部、各事業場の経営トップが行うパトロールによる職場の総点検
（４）事業場内での「SafeWork」のロゴマークの掲示等による労働災害の防止のための気運の醸成
（５）安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
（６）各団体、各事業場における過去に発生した労働災害を踏まえた防止対策の徹底
（７）墜落・転落災害、行動災害の防止対策を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（労働災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
（８）大掃除、棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落・転落防止対策の徹底
（９）積雪・凍結等冬期における転倒防止、交通事故防止対策の徹底
（10）化学物質のリスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
（11）個人事業者等の安全衛生経費の確保等、安全衛生の確保、上記の事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善や、安全衛生教育の機会の提供等の配慮。
（12）上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
（13）その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

Safe work TOKYO

～トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」～